

られており、あるいはこの木簡も原料銅に関わる内容であるかもしれない。その場合には、大原郡佐世郷と大量の銅剣を出土した荒神谷遺跡（出雲郡健部郷）とは一〇kmほど離れるにすぎず、注目される。

③は、智識（知識）として施入された錢二百文にくくりつけられた付札で、天平一五年一〇月一〇日に出された大仏建立の詔の趣旨に基づいて施入されたものであり、まことに意義深い。

（中井一夫・和田 萃）

奈良・藤原宮跡

- 1 所在地 奈良県橿原市高殿町・鯨町・四分町
 - 2 調査期間 内裏東外郭地域 一九八七年（昭62）二月～一九八九年五月、宮西南部地域 一九八八年四月～五月、西方官衙地域 一九八八年八月～十二月
 - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
 - 4 調査担当者 代表 牛川喜幸
 - 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
 - 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初頭
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 - 一 内裏東外郭地域（第五八次調査）
- 調査地は藤原宮内裏東外郭地域の東南部に当り、第五五次調査区（一九八七年調査）の南方で、第二次（一九七〇年調査）・第四次（一九七二～七三年調査）両調査区に南北を挟まれる位置にある。調査面積は約五〇〇㎡。検出した遺構は、古墳時代・七世紀後半・藤原宮期・平安時代ないしは中世の各時期に属する。藤原宮期の遺構には、東大構SD一〇五、SD一〇五の西方にある内裏東外郭を画する掘立柱塀SA八六五とその東西に接して流れる二条の南北溝SD八六九・SD八七五、またSD一〇五の東方にある二条の南北溝SD八

五二・SD八五〇と東方官衙の西方を限る掘立柱塀などがある。

木簡は、東大溝SD一〇五から八六点（うち削屑二一点、南北溝SD八五〇から二四三点（うち削屑一三三点）、土壙から一〇点、合計三三九点）が出土した。東大溝SD一〇五は、堆積層が三層あり、そのうちの中層と下層が藤原宮期に属する溝で、上層は藤原宮期の東大溝が埋められてのち、平安時代に再度溝として利用されたものである。木簡は、中層および下層から瓦・土器・木器や多量の加工木片などとともに出土した。南北溝SD八五〇も堆積層が三層あり、上層は平安時代の溝で、中層と下層が藤原宮期の溝である。木簡は中層と下層から出土した。また土壙は今回新たに確認した官衙プロットの西北隅部に掘られた大規模なもので、調査区外東方へ延びるために規模・形状などは確定し難い。木簡は硯や加工木片などとともに出土しており、土壙は官衙内部の塵芥処理のために掘られたものと考えられる。木簡一〇点はいずれも腐蝕の著しい断片であるが、同一材であることから、同一の木簡の断片である可能性が強い。

二 宮西南部地域（第五八一一次調査）

調査地は藤原宮の西南部に当り、調査は宮西面南門の位置と宮に先行する条坊遺構である五条大路の規模を確認する目的で実施した。調査面積は一七〇㎡で、調査区の南端は第一〇次調査区（一九七三～七四年調査）と一部重複する。

検出した主な遺構には、藤原宮期の西面大垣SA二五八と西面内

濠SD一四〇〇、および藤原宮に先行する時期に属する五条大路の宮内延長部とその南北両側溝がある。なお当初検出を予想していた西面南門は削平されており、大垣の取り付き部分を確認するにとどまった。しかし第一〇次調査区で検出した西面大垣の北端から北へさらに二間分の柱穴を確認し、以北には延びないことや藤原宮における他の宮城門の調査事例を考慮すると、柱穴のない箇所は西面南門SB六三五〇が存在していたと推定することができる。

木簡は西面内濠SD一四〇〇から一三六点（うち削屑六七点）が出土した。西面内濠SD一四〇〇は幅一・六～二・一m、深さ〇・七～〇・九mあり、堆積は四層に分けることができる。木簡は最下層を除く上三層から出土した。また最下層には木材の削屑が含まれており、最上層からは多量の瓦が出土した。木簡のほかには瓦・土器・木器および鉱物性薬物と考えられる鉱物類が出土している。

三 西方官衙地域（第五九次調査）

調査地は宮西方官衙地域に当り、これまでの調査成果によると、この地域は遺構が比較的稀薄であることが知られている。今回の調査は、この地域の藤原宮期における土地利用状況の把握と、またこのあたり一帯に広がる弥生時代の集落遺跡四分遺跡に関わる遺構の検出などを目的として実施した。調査面積は二六七三㎡。

検出された遺構は、上層と下層に大別することができ、下層の遺構は弥生時代に属し、上層の遺構は古墳時代・七世紀後半・藤原宮

期の各時期に属する。下層の弥生時代の遺構は調査区の南東隅と西南隅で部分的に調査するにとどまったが、弥生時代の水田跡を検出した。上層の遺構のうち古墳時代の遺構は土壇だけであるが、七世紀後半に属する遺構には掘立柱建物三棟と井戸一基があり、また藤原宮期の遺構には掘立柱建物二棟、掘立柱塀二条、井戸一基がある。木簡は七世紀後半に属する井戸SE六二八〇から二点が出土した。SE六二八〇は二段の円形掘形を有し、現状では上段が径二・五m、下段が径約〇・八mで、深さは約一・九mある。木簡の他には、外面に、つまみの部分を中心として蓮華紋やパルメット紋などを巡らし、「仏」「法」「僧」などと墨書した須恵器の坏蓋、斎串、手斧の柄、瓢箪の皮、桃の種子などがある。なお井戸SE六二八〇は、底の平面形が長方形であることや井戸枠を据えた痕跡が認められないことなどから、井戸として実際に使用されたか否かに疑問が残る。

8 木簡の积文・内容

一 内裏東外郭地域

東大溝SD一〇五

(1) 「建部君百足

語部君尾勝」

229×27×4 051*

(2) 七日大史從七位上□□□□

(172)×(8)×5 081

(3) 「□□□□十六人」

・「八月十四日八月十四日」
169×(25)×4 081

(4) 「□□殿分南方列
丸子マ和氣」

・「〔丸カ〕マ犬万呂 八嶋列別マ古」
129×22×2 011

(5) ・「＜鈴鹿郡高宮里」

・「＜炭一斛」
126×22×4 032*

(6) 「味蜂間郡胡麻油一斗九升
(140)×(14)×4 081*

(7) ・「〔丙申年カ〕＜七月三野□山方評＞」

・「＜大桑里□□安□藍一石＞」
185×23×4 031

(8) 「＜坂越里□ト□」
(110)×31×2 039

(9) 「＜美奈伎郡志自弥里灰一斛」
157×23×4 032*

(10) ・「＜周方国佐波評
(95)×21×4 039

・「＜牟々礼君□利

(11) ・「□□□□郡栗□

・「大宝二年十月十七日
(144)×(15)×3 081

- (12) 「＜加夜里委文連□□＞」 157×17×6 031
- (13) 「鳥兒大豆塩无」 76×19×2 051*
- (14) 「＜一斗四升六合＞」 78×24×6 031*
- (15) 「(人物墨画) 渥」 71×59×15 065*
- (16) ・「令令」 52×(30)×3 081
・「令令」
- 南北溝SD八五〇
- (17) ・□ 画部一人
□ 使部一人
□ (259)×(24)×3 081
・
- (18) 『□□□』 (175)×(13)×2 081
- (19) 多胡吉師麻呂 伊宜臣安麻呂
和銅二年九月一日從八位下行少書吏□ (209)×(7)×3 081
- (20) 『□□若子大崩』 (111)×14×1 019

- (21) ・□諸謂謂□□卯時□□長長長長酒マ□
・『月月日日日日日□』 (211)×13×4 081
- 二 西南部地域
西面内濠SD一四〇〇
- (1) ・「出雲臣首万□□□□」 (272)×(25)×2 081
出雲臣石寸 出雲臣知万呂 防風十斤十二□_(兩)
・「
- (2) 「石川阿曾弥 所賜 忽生地黄× (306)×(34)×4 081
・□□□□_(四カ) 桃四兩 桂心三兩 白芷三兩
×□ 車前子三兩 防風三兩」
- ・「 ×□兩 右九物
栢実一兩」 172×25×4 011*
- (4) ・□□□三兩杜中 (107)×14×3 081
・□□
- (5) ・「＜伊看我評」 90×24×4 032*
・「＜芎窮八斤」

(6)	・「伊看我評」 「当帰十一斤」	94×23×4 032
(7)	「无邪志国薬烏」	162×17×4 032 *
(8)	「无邪志国薬桔梗卅斤」	189×18×3 033 *
(9)	「人參十斤」	129×20×2 032 *
(10)	「人參十斤」	107×19×2 031 *
(11)	「苺茄十斤」	126×20×2 031 *
(12)	「瞿麦一斤十兩」	114×13×3 032 *
(13)	「当帰十斤」	117×22×4 032
(14)	「夜干十斤」	192×22×3 031 *
(15)	「大戟」	103×20×3 032
(16)	「蛇床子一升」	87×14×2 032 *
(17)	「蛇脱皮一斤」	92×16×4 032
(18)	「地黄五」	112×15×4 032

(19)	「白朮 ⁽⁴⁾ 四斗」	90×16×3 032
(20)	「独活十斤」	88×21×3 032 *
(21)	「葛根六斤」	79×19×5 032
(22)	「非子一斤」	119×22×3 033 *
(23)	「知母五斤」	157×18×4 031
(24)	「牛膝十三斤」	144×18×4 031
(25)	「杜中十斤」	112×18×5 032 *
(26)	「桃人七升」	81×18×4 032 *
(27)	「黒石英十一」	
	・「斤」	82×17×3 032 *
(28)	「石流黄」	98×22×3 032
(29)	外薬	091

(1)(2)は薬物の支給に関わる文書。(3)(4)も(1)(2)と同様に薬物の支給に関わる文書ないし薬物の処方に関する文書(処方箋)と考えられる。(5)~(8)は薬種の貢進荷札。(5)(6)の「伊看我評」とは丹波国何鹿郡のこと。(5)(6)のような評名を記した木簡や(7)(8)に見える「无邪志国」

(武蔵国)のような古様な国名表記を採る木簡が出土したのに対して、郡名を記した木簡が出土していないことは、今回出土した薬物・薬種の貢進や保管・支給などに関する木簡が評制施行期、すなわち浄御原令制下におけるものである可能性が強いことを示唆している。

(9) (28)は薬種の保管に関する付札。木簡に見える薬種は種々多様であるが、そこに見られる量目に十斤・五斤・一斤と記したものが比較的多い点は、薬種の保管形態について考える上で留意される。また(29)の「黒石英」や(28)の「石流黄」など鉱物性薬物が見えることも注目される。(29)は三字目が判読できないが「寮」ではない。その他、削屑に「□群阿曾美」、「□伊美伎」、「□宿祢」など人名の一部を記したと考えられるものがある。「阿曾美」や「伊美伎」は姓「朝臣」や「忌寸」の古い表記であり、先に指摘した出土木簡の年代観とも矛盾しない。

三 西方官衙地域

(1) 「大(線刻)」

166×24×5 065

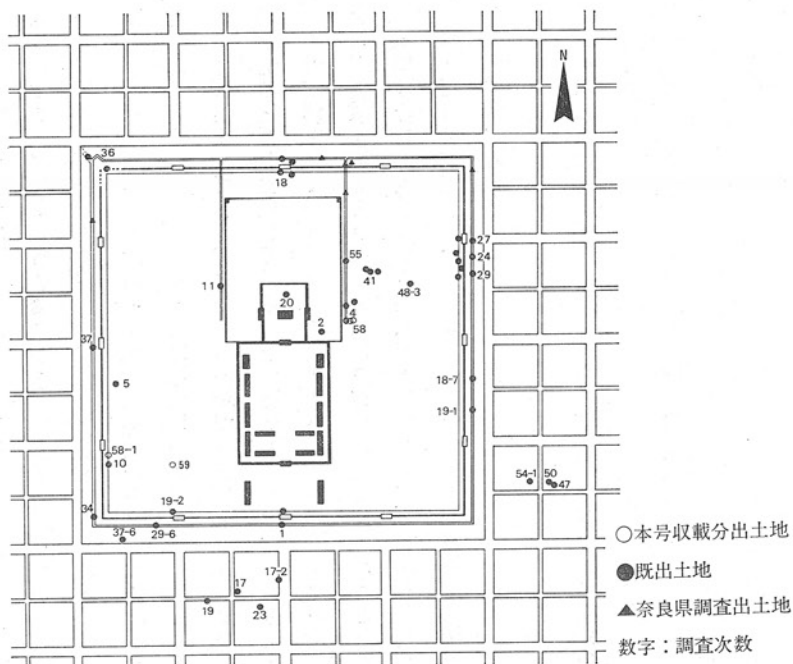
9 関係文献

奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(九)』

(一九八九年)

同『飛鳥・藤原宮発掘調査概報19』(一九八九年)

(橋本義則)



藤原宮跡木簡出土地点略図